

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	特定退職金共済団体である一般社団・財団法人が受け取る利子等の非課税措置		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	<p>所得税法施行令第 7 3 条第 1 項の要件を備えるものとして税務署長の承認を受けた「特定退職金共済団体」である一般社団法人又は一般財団法人が受け取る所得税法第 1 7 4 条各号に定める利子等については、所得税を課さないことを要望する。</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲409 百万円 （ - 百万円）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 特定退職金共済団体（※）の加入者の福利厚生水準の維持 ※ 厚生労働省所管の特定退職金共済団体は、15 団体（平成 22 年 7 月 1 日現在）ある。</p> <p>(2) 施策の必要性 特定退職金共済団体が受け取る利子等は、加入者が将来受け取る退職金として積み立てられるものである。 現在、特定退職金共済団体である特例民法法人が受け取る利子等については、非課税とされてきているところであるが、特例民法法人が一般社団法人及び一般財団法人に移行した場合には課税されることとなり、非課税であることを前提として掛金や支給額等の制度設計を行ってきた退職金共済事業に多大な影響を与え、加入者の福利厚生水準を維持することが困難となる。 また、仮に、特定退職金共済団体に既に加入している者と今後加入しようとする者との間で非課税の取扱いを異にし、新規加入者には非課税を認めないとした場合には、両者の間で不公平が生じ、新規加入が抑制される結果、制度の安定的な運営が脅かされるおそれがある。 このため、一般社団法人又は一般財団法人に移行した場合においても引き続き、既存の加入者、新規の加入者を問わず非課税とすることにより、特定退職金共済団体の安定した運営を図り、加入者の福利厚生水準を維持する必要がある。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		市町村、商工会議所等が特定退職金共済団体である場合には、受け取る利子等が非課税とされているところであり、特定退職金共済団体である「特例民法法人」が「一般社団法人又は一般財団法人」に移行した場合においても同様の措置を講じることにより、特定退職金共済団体の加入者間の公平性を確保することとなり、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—